

第57期

# 定時株主総会 招集ご通知

日時

2021年6月25日（金曜日）  
午前10時

場所

大阪市平野区加美南一丁目1番32号  
本社3階会議室

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照下さい。）

<新型コロナウイルス感染拡大防止への対応について>

- ① 感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面により事前の議決権行使をいただき、株主様の健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。
- ② ご来場の株主様におかれましては、マスクの着用、アルコール消毒液による手指の消毒、検温についてご協力をお願いいたします。
- ③ マスクを着用いただけない場合また発熱が確認された場合や体調不良と見受けられる場合は、ご入場をお断りさせていただきます。
- ④ ご来場の株主様へのお土産の配布は、昨年に引き続き、取りやめさせていただきます。
- ⑤ 今後の状況により株主総会の運営に変更が生ずる場合には、当社ウェブサイト（アドレス<https://www.icom.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## アイコム株式会社

証券コード：6820

# icom

### 目次

招集ご通知	1
株主総会参考書類	3
第1号議案 剰余金の処分の件	3
第2号議案 取締役1名選任の件	4
第3号議案 監査役1名選任の件	5

### 【添付書類】

事業報告	6
連結計算書類	28
計算書類	31
監査報告書	35

証券コード 6820  
2021年6月8日

株 主 各 位

大阪市平野区加美鞍作一丁目6番19号  
(本社事務所 大阪市平野区加美南一丁目1番32号)

**アイコム株式会社**

代表取締役会長兼社長 井上 徳 造

## 第57期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第57期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当日のご来場は控えていただきますよう強くお願い申し上げます。当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら、後記の株主総会参考書類をご検討下さいます。同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示をいただき、2021年6月24日（木曜日）午後5時30分までに到着するようご返送下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月25日（金曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市平野区加美南一丁目1番32号  
本社3階会議室（末尾の会場ご案内図をご参照下さい。）
3. 会議の目的事項  
報告事項
  1. 第57期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第57期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件決議事項
  - 第1号議案 剰余金の処分の件
  - 第2号議案 取締役1名選任の件
  - 第3号議案 監査役1名選任の件

以 上

## インターネットによる開示について

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.icom.co.jp/>）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①連結計算書類の「連結注記表」

②計算書類の「個別注記表」

したがって、本招集ご通知の添付書類に記載しております連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が会計監査報告及び監査報告の作成に際して監査した連結計算書類及び計算書類の一部であります。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<https://www.icom.co.jp/>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

株主の皆様への利益還元につきましては、安定的な配当の継続を毎期の連結業績に応じて行うことが必要と考え、1株当たり年間配当額50円あるいは連結配当性向40%のいずれか高い方を下限とすることを基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、この基本方針に基づき、次のとおり1株当たり25円といたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭

#### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき25円

総額 358,822,475円

(注) 中間配当を含めた当期の年間配当金は、1株につき50円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2021年6月28日

**第2号議案 取締役1名選任の件**

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いいたします。

なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

な か お か	ひ ろ し	新 任	■ 生年月日	1961年5月27日生
<b>中岡</b>	<b>洋詞</b>		■ 所有する当社株式の数	7,700株
			■ 取締役会出席状況	-% (新任候補者)

**略歴、地位、担当**

1984年4月 当社入社  
 1999年7月 Icom America Inc. 代表取締役社長  
 2006年6月 当社 取締役  
 2008年6月 同 執行役員（現任）  
 2019年4月 同 海外営業部長（現任）

**重要な兼職の状況**

ICOM CANADA HOLDINGS INC. 代表取締役社長  
 Icom (Europe) GmbH 代表取締役社長  
 Icom Spain,S.L. 代表取締役社長

**取締役候補者とした理由**

中岡洋詞氏は、長年にわたりアメリカの当社子会社の社長を務めており、当社製品の市場及び会社経営に関する幅広い知見を有しております。その豊富な経験と知見を取締役の職務に活かすことにより、当企業集団の企業価値向上に資するものとして適任であると考えております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告18頁をご参照ください。

### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役佐野敏彦氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

せ と  
瀬戸

た か ゆ き  
隆幸

新任

■ 生年月日	1962年5月14日生
■ 所有する当社株式の数	1,500株
■ 取締役会出席状況	-% (新任候補者)
■ 監査役会出席状況	-% (新任候補者)

#### 略歴、地位

- 1983年4月 当社入社
- 2001年4月 同 資材部 課長
- 2010年10月 同 香港駐在員事務所 首席代表
- 2012年2月 同 資材部 課長
- 2014年6月 同 生産管理部 課長
- 2019年4月 同 監査室長 (現任)

#### 監査役候補者とした理由

瀬戸隆幸氏は、長年にわたり資材部門及び生産管理部門の業務に携わるとともに内部監査部門の責任者を務めております。これらの経験から当企業集団の業務内容及び内部監査業務に関する幅広い知見を有しており、その豊富な経験と知見を活かし適切な監査を遂行することが期待できることから監査役として適任であると考えております。

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社と締結しており、候補者の選任が承認された場合は、当該保険契約の被保険者となります。なお、当該保険契約の内容の概要は事業報告18頁をご参照ください。

以上

# 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

## 1 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当企業集団は、2021年度以降のV字回復を可能とし、将来的な発展の足がかりとすべく、会社の体質強化（収益力を強化させるビジネスモデルへの転換）を目指して2023年3月期を最終年度とする「中期経営計画2023」をスタートさせております。

当連結会計年度は、期初においてコロナ禍の影響から世界経済は大幅に落ち込み、対策の進捗に合わせて徐々に持ち直しつつも、繰り返される感染拡大の波により足踏みすることを余儀なくされました。ワクチン接種が世界各国で開始されましたが、抜本的な解決までには至っておらず、「密」を避けるという行動指針は当企業集団の企業活動に大きな影響を与えました。

当企業集団は、コロナ禍に対応して、巣ごもり需要の取り込みや、社会貢献を兼ねた販促策を実施するとともに、官公庁案件等の受注獲得に注力いたしました。

品目別では、アマチュア用無線通信機器が、新製品効果に加え巣ごもり需要の増加から日欧米を中心に好調に推移したことで増収となりました。海上用無線通信機器は主要市場である欧米地域で行動制限が行われたことからレジャー需要が減少し、陸上業務用無線通信機器も各種イベントの自粛や規模縮小など経済活動停滞の影響が大きく、第2四半期連結会計期間以降はいずれも回復基調となったものの、通期で減収となりました。

地域別では、期初において、コロナ禍の影響を受け全地域で大きく減収となりましたが、徐々に需要が回復し、期間後半には、欧米地域で増収に転じ、アジア・オセアニア地域においても回復基調となりました。

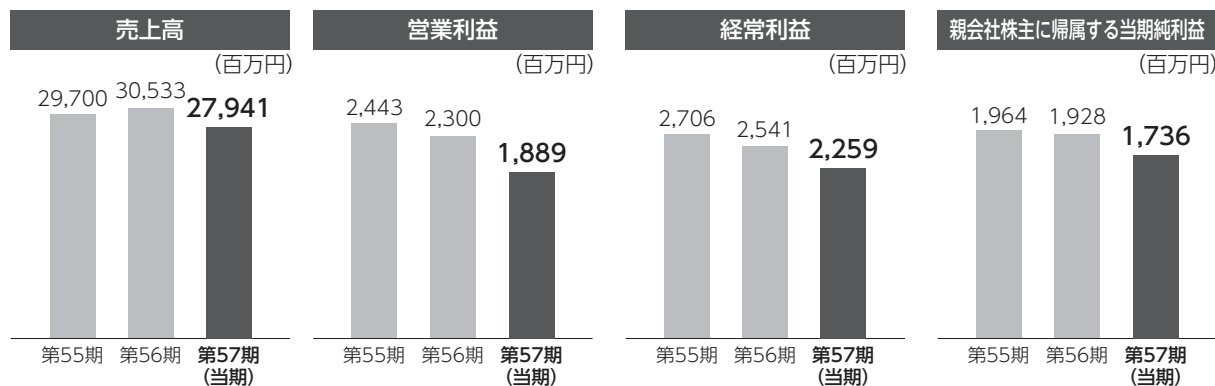
#### <参考>地域別売上高

	前連結会計年度 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)		当連結会計年度 (自2020年4月1日 至2021年3月31日)		増減率 (%)
	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)	
国内	13,276	43.5	12,247	43.8	△7.8
北米	7,499	24.6	7,409	26.5	△1.2
欧州 (EMEA)	4,014	13.1	4,038	14.5	0.6
アジア・オセアニア	4,997	16.4	3,611	12.9	△27.7
その他 (含む中南米)	745	2.4	634	2.3	△14.9
海外計	17,256	56.5	15,693	56.2	△9.1
合計	30,533	100.0	27,941	100.0	△8.5

これらの結果、売上高は279億4千1百万円（前年同期比8.5%減）、売上総利益は116億7千2百万円（前年同期比8.2%減）となりました。販売費及び一般管理費は経費削減により6億3千7百万円減少して97億8千2百万円となりましたが、減収により営業利益は18億8千9百万円（前年同期比17.9%減）、経常利益は22億5千9百万円（前年同期比11.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は17億3千6百万円（前年同期比10.0%減）となりました。

また、当該期間に適用した米ドル及びユーロの平均為替レートはそれぞれ105.82円及び123.29円であり、前年同期に比べ対米ドルでは3.0%の円高水準、対ユーロでは1.3%の円安水準で推移しました。

	売上高 (百万円)	営業利益 (百万円)	経常利益 (百万円)	親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)
当連結会計年度 (2021年3月期)	27,941	1,889	2,259	1,736
前連結会計年度 (2020年3月期)	30,533	2,300	2,541	1,928
前年同期比増減率	△8.5%	△17.9%	△11.1%	△10.0%

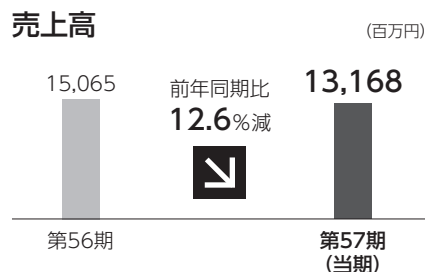
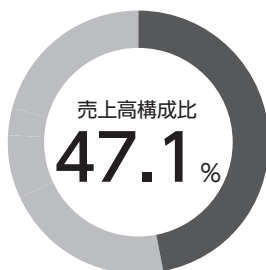




## 品目別の状況

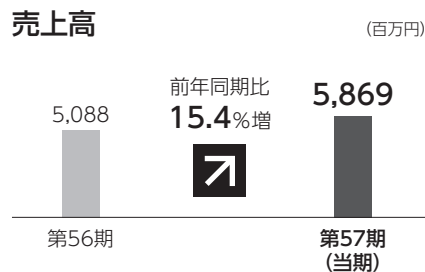
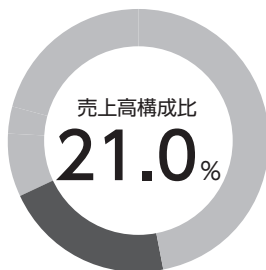
### 陸上業務用無線通信機器

国内市場では、官公需の年度末需要もありましたが、コロナ禍による各種イベントの自粛や規模縮小など経済活動停滞の影響が大きく減収となりました。海外市場では、IP無線機と従来型のハイブリッド対応機種や衛星無線機を始めとした新機軸のラインアップで拡販を図るとともに、ベトナムに現地法人を設立するなど販売網の見直しを実施しました。しかしながら、国内市場と同様にコロナ禍の影響を大きく受けることとなり、欧米地域では期の後半から増収に転じたものの、アジア地域では需要減から伸び悩みました。この結果、品目全体の売上高は前年同期比12.6%の減収となりました。



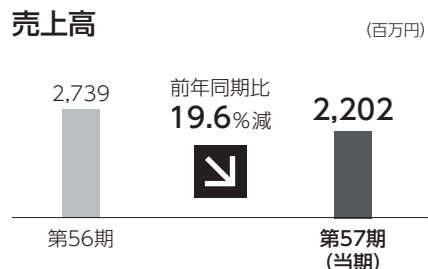
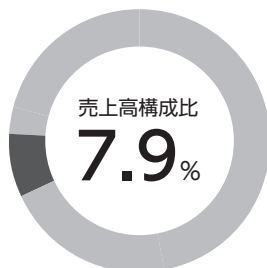
### アマチュア用無線通信機器

コアユーザーのニーズを捉えた新製品の効果に加え、欧米地域での巣ごもり需要拡大もあり、前年同期比15.4%の増収となりました。



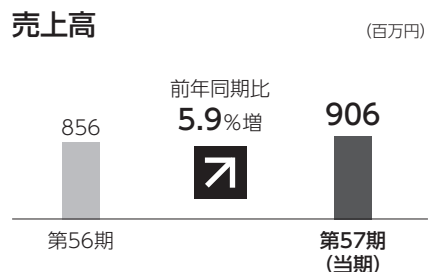
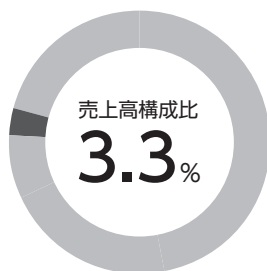
## 海上用無線通信機器

ロックダウンの影響を受けて欧米地域を中心にレジャー需要が減少したことから、期の後半からは回復に向かったものの、前年同期比19.6%の減収となりました。



## ネットワーク機器

主力である国内市場におけるギガスクール構想への販売増やIoT機器への需要増などから、前年同期比5.9%の増収となりました。



## (品目別売上高)

品目	第57期(当期) (2021年3月期)	増減率 (%)	構成比 (%)
	金額(百万円)		
陸上業務用無線通信機器	13,168	△12.6	47.1
アマチュア用無線通信機器	5,869	15.4	21.0
海上用無線通信機器	2,202	△19.6	7.9
ネットワーク機器	906	5.9	3.3
その他(※1)	5,793	△14.6	20.7
合計	27,941	△8.5	100.0

(※1) 上記「その他」の内訳

品目	金額(百万円)	増減率 (%)
航空用無線通信機器	1,068	0.3
海洋航法機器	244	△20.3
無線付属機器等	4,479	△17.2
合計	5,793	△14.6

## (2) 設備投資等の状況

## ① 設備投資の状況

当連結会計年度中において実施いたしました設備投資の総額は12億3千1百万円であり、その主なものは、生産用機械装置、新製品の金型及び測定器類に対する投資であります。

## ② 重要な固定資産の売却、撤去、滅失

該当事項はありません。

## (3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当企業集団がターゲットとする無線通信機器市場では、コロナ禍において経済活動の制限が断続的に続く中で、予断を許さない状況にあるものの、需要面では緩やかながら回復基調にあると見ております。

危機管理の道具としてトランシーバーの認知が高まるなどプラス要因も見られます。また、5G、IoT、ロボット等の技術革新が今後加速すると予測される中、これらの新たな市場に対応する製品の投入を進めてまいります。

しかしながら、サプライヤーの生産設備における度重なる火災発生や世界的な需要の高まりから、半導体を中心としたキーデバイスの納期遅延が増加しております。支障を回避すべく、在庫確保、代替部品選定、製品設計変更等を早急に進めておりますが、一部製品の生産及び販売に影響を及ぼすことが見込まれております。

このような状況のもと、技術・提案力の強化、資材調達の安定、生産ラインのロボット化、業務の合理化を推進し収益の向上を図ってまいります。

**(5) 財産及び損益の状況の推移**

(企業集団の財産及び損益の状況の推移)

区 分	第54期 (2018年3月期)	第55期 (2019年3月期)	第56期 (2020年3月期)	第57期 (当期) (2021年3月期)
売 上 高 (百万円)	24,880	29,700	30,533	27,941
経 常 利 益 (百万円)	877	2,706	2,541	2,259
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	626	1,964	1,928	1,736
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	42.26	132.57	130.44	120.17
総 資 産 (百万円)	59,203	61,063	61,703	61,668
純 資 産 (百万円)	54,152	55,304	55,603	56,518
自 己 資 本 比 率 (%)	91.5	90.6	90.1	91.6
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	3,654.65	3,732.50	3,772.56	3,937.75

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、自己株式数を除いて算出しております。

(当社の財産及び損益の状況の推移)

区 分	第54期 (2018年3月期)	第55期 (2019年3月期)	第56期 (2020年3月期)	第57期 (当期) (2021年3月期)
売 上 高 (百万円)	21,677	26,743	26,930	24,409
経 常 利 益 (百万円)	1,018	2,457	2,259	2,005
当 期 純 利 益 (百万円)	752	1,955	1,794	1,561
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	50.76	131.96	121.33	108.02
総 資 産 (百万円)	49,179	50,823	51,512	50,613
純 資 産 (百万円)	45,087	46,378	47,123	47,080
自 己 資 本 比 率 (%)	91.7	91.3	91.5	93.0
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	3,042.89	3,130.10	3,197.21	3,280.20

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産は、自己株式数を除いて算出しております。

## (6) 重要な子会社の状況

### ① 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
Icom America, Inc.	US\$ 10,000	% 100.0	当社製品の販売
Icom (Europe) GmbH	EUR 43,971.10	% 100.0	当社製品の販売
Icom (Australia) Pty., Ltd.	A\$ 208,750	% 100.0	当社製品の販売
Icom Spain, S.L.	EUR 30,050	% 100.0 (0.2)	当社製品の販売
ICOM ASIA CO.,LTD	VND 13,890,000,000	% 100.0	当社への部材の供給、 当社製品の販売
PURECOM CO.,LTD	CNY 616,220	% 100.0	当社への部材の供給、 当社製品の販売
和歌山アイコム(株)	百万円 350	% 100.0	当社製品の製造
アイコム情報機器(株)	百万円 99	% 100.0	当社商品及び製品の販売
Icom America License Holding LLC	US\$ 534,066.89	% 100.0 (100.0)	Icom America, Inc.使用の周波数 ライセンスホルダー
ICOM CANADA HOLDINGS INC.	CA\$ 2,000,000	% 100.0 (100.0)	当社製品の販売
ICOM DO BRASIL RADIOCOMUNICACAO LTDA.	R\$ 1,000,000	% 100.0 (100.0)	当社製品の販売

- (注) 1.「当社の出資比率」の( )内は間接所有の比率であります。  
2.ICOM ASIA CO.,LTDを新たに設立し、Asia Icom Inc.を解散及び清算しました。

- ② 当事業年度末日における特定完全子会社の状況  
該当事項はありません。

## (7) 主要な事業内容

当企業集団は無線通信機器、ネットワーク機器の製造・販売を主な事業とし、これに付帯する事業を営んでおり、主な製品及び商品は次のようになります。

品 目	主 要 な 製 品 ・ 商 品
陸上業務用無線通信機器	業務用トランシーバー 特定小電力トランシーバー
アマチュア用無線通信機器	固定用トランシーバー、レシーバー 車載用トランシーバー、レシーバー 携帯用トランシーバー、レシーバー
海上用無線通信機器	船舶用トランシーバー 携帯用トランシーバー
ネットワーク機器	無線LAN機器
そ の 他	航空用トランシーバー、魚群探知機、マリンレーダー、GPSレシーバー、マリンプロッター、無線付属機器等

## (8) 主要な拠点

### 国 内

#### ■当 社

##### <事業所>

本社（大阪市平野区）、平野事業所（大阪市平野区）、加美事業所（大阪市平野区）、加美東事業所（大阪市平野区）、加美南事業所（大阪市平野区）、紀の川事業所（和歌山県紀の川市）、東京事業所（東京都中央区）

##### <研究所>

ならやま研究所（奈良市）

##### <営業所>

北海道営業所（札幌市）、仙台営業所、東京営業所（東京都江東区）、名古屋営業所、大阪営業所、広島営業所、九州営業所（福岡市）

#### ■子会社

##### <生産拠点>

和歌山アイコム株式会社（本社・有田工場：和歌山県有田郡、紀の川工場：和歌山県紀の川市）

##### <営業拠点>

アイコム情報機器株式会社（大阪市浪速区）

### 海 外

#### ■子会社

##### <営業拠点等>

Icom America, Inc.（アメリカ）  
Icom (Europe) GmbH（ドイツ）  
Icom (Australia) Pty., Ltd.（オーストラリア）  
Icom Spain, S.L.（スペイン）  
ICOM ASIA CO., LTD（ベトナム）  
PURECOM CO., LTD（中国）  
Icom America License Holding LLC（アメリカ）  
ICOM CANADA HOLDINGS INC.（カナダ）  
ICOM DO BRASIL RADIOCOMUNICACAO LTDA.（ブラジル）

## (9) 従業員の状況

### ① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,014名 (66名)	30名減 (11名増)

- (注) 1. 従業員数は当企業集団から当企業集団外への出向者を除き、当企業集団外から当企業集団への出向者を含む就業人員であります。
2. 嘱託社員は ( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
598名 (59名)	15名減 (8名増)	44歳0ヶ月	18年9ヶ月

- (注) 1. 従業員数は当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む就業人員であります。
2. 嘱託社員は ( )内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (10) 主要な借入先

該当事項はありません。



## 2 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 34,000,000株  
 (2) 発行済株式の総数 14,352,899株  
 (自己株式 497,101株を除く)  
 (3) 株主数 10,979名  
 (4) 大株主

株主名	持株数 千株	持株比率 %
井上徳造	2,049	14.28
ギガパレス株式会社	1,472	10.26
光通信株式会社	1,446	10.08
株式会社UHPartners2	1,047	7.30
公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団	1,000	6.97
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	497	3.47
株式会社JVCケンウッド	445	3.10
住友不動産株式会社	357	2.49
明治安田生命保険相互会社	326	2.27
アイコム従業員持株会	299	2.08

- (注) 1. 当社は自己株式を497,101株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。  
 2. 持株比率は、自己株式を除いて算出しております。

## 3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

## 4 会社役員に関する事項

### (1) 取締役及び監査役の氏名等（2021年3月31日現在）

氏名	地位及び担当	重要な兼職の状況
井上 徳 造	取締役会長兼社長（代表取締役）	公益財団法人アイコム電子通信工学振興財団理事長
小路山 憲 一	取締役（総務部長兼社長室担当）	アイコム情報機器株式会社代表取締役社長
吉澤 晴 幸	取締役	
本 郷 昭 文	取締役	株式会社SOAソリューションズ代表取締役社長
村 上 洋 子	取締役	税理士・村上洋子税理士事務所代表者
佐 野 敏 彦	監査役（常勤）	
梅 本 弘	監査役	弁護士・弁護士法人栄光代表社員 関西テレビ放送株式会社社外監査役
杉 本 勝 徳	監査役	弁理士・杉本特許事務所代表者

- (注) 1. 2020年6月24日開催の第56期定時株主総会において、村上洋子氏が取締役に新たに選任され、就任いたしました。
2. 2020年6月24日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって、小川伸郎氏は常務取締役を任期満了により退任いたしました。
3. 2020年6月24日開催の第56期定時株主総会終結の時をもって、清水洋司氏は取締役を任期満了により退任いたしました。
4. 2020年8月12日をもって、播磨正隆氏は代表取締役社長を辞任により退任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、アイコム情報機器株式会社代表取締役社長でありました。
5. 2020年8月12日をもって、代表取締役会長井上徳造氏が社長を兼務いたしました。
6. 取締役吉澤晴幸氏、取締役本郷昭文氏及び取締役村上洋子氏は、社外取締役であり、監査役梅本弘氏及び監査役杉本勝徳氏は、社外監査役であります。
7. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び社外監査役の全員は、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令に定める最低責任限度額を限度とする契約を締結しております。

### (3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、優秀な人材の確保、職務の執行における萎縮の防止のため、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。当該保険契約の被保険者は当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員等であり、保険料は当社が全額を負担しております。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員等自身の損害等は補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

### (4) 当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

#### ① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

##### (ア) 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役会の決議により決定します。

##### (イ) 決定方針の内容の概要

2021年2月9日開催の取締役会で次の決定方針を決議しております。

- i. 取締役の報酬は固定報酬とするが、当社の持続的な企業価値向上の動機付けとなるよう、会社業績及び取締役個々の役位・職責、経営課題への中長期的視点を含めた貢献度等を総合的に勘案のうえ、株主総会で決議された報酬限度枠の範囲内で報酬額を決定する。
- ii. 社外取締役の報酬については、経営からの「独立性」を担保するため会社業績や貢献度等を勘案しない所定の報酬額とする。
- iii. 報酬の客観性・透明性を高めるため、取締役の報酬額は代表取締役が指名報酬諮問委員会に諮問し、その答申を受けて取締役会が決定する。

##### (ウ) 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当事業年度に係る取締役の報酬は、上記決定方針の策定前に決定したため、該当するものはございません。なお今後は社外取締役が委員の過半数を占める指名報酬諮問委員会において、決定方針との整合性を含め報酬水準等の妥当性を審議するため、取締役会も基本的にその答申を尊重し決定方針に沿うものと判断します。

② 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の金銭報酬の額は、2019年6月25日開催の第55期定時株主総会において年額300百万円以内（うち、社外取締役分は年額24百万円以内）と決議しております（なお、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない）。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名（うち、社外取締役は2名）です。監査役の金銭報酬の額は、1990年6月29日開催の第26期定時株主総会において年額30百万円以内と決議しております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は2名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当事業年度においては、2020年6月24日開催の取締役会にて、代表取締役会長 井上徳造及び代表取締役社長 播磨正隆に取締役の個人別の報酬額の決定を委任する旨を決議しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ取締役の業績の評価を行い、適正に財源を配分するには代表取締役が最も適していたためです。なお今後、取締役の報酬は上記決定方針に基づき、指名報酬諮問委員会にて審議のうえ、取締役会が決定いたします。

④ 取締役および監査役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	83 (9)	83 (9)	— (—)	— (—)	8 (3)
監査役 (うち社外監査役)	15 (6)	15 (6)	— (—)	— (—)	3 (2)

(注) 取締役には、2020年6月24日開催の第56期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により退任した2名及び2020年8月12日をもって辞任により退任した1名を含んでおります。

(5) 社外役員に関する事項

① 取締役 吉澤晴幸

(イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

該当事項はありません。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った職務の概要

取締役会13回開催の全てに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき適宜に助言を行うとともに独立の立場から当社の経営を監督しております。

- ② 取締役 本郷昭文
- (イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係  
兼職先と当社との間には、主要な取引関係はございません。
- (ロ) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割  
に関して行った職務の概要  
取締役会13回開催の全てに出席し、経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき適宜に助言を行うとともに独立の立場から当社の経営を監督しております。
- ③ 取締役 村上洋子
- (イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係  
兼職先と当社との間には、主要な取引関係はございません。
- (ロ) 当事業年度における主な活動状況及び社外取締役が果たすことが期待される役割  
に関して行った職務の概要  
取締役就任以降に開催された取締役会10回の全てに出席し、税理士としての豊富な経験と財務・会計及び税務に関する幅広い知見に基づき適宜に助言を行うとともに独立の立場から当社の経営を監督しております。
- ④ 監査役 梅本 弘
- (イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係  
弁護士法人栄光と当社は法律顧問契約を締結しておりますが、直近の連結会計年度の取引額は2百万円未満（当社連結売上高の0.01%未満）と僅少であり、梅本弘氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。  
関西テレビ放送株式会社と当社との間には特別な関係はありません。
- (ロ) 当事業年度における主な活動状況  
取締役会13回開催及び監査役会13回開催の全てに出席し、弁護士及び異業種企業の社外役員としての幅広い知見から適宜に助言を行っております。

⑤ 監査役 杉本勝徳

(イ) 重要な兼職先である法人等と当社との関係

杉本特許事務所と、当社は知的財産権に関する顧問契約を締結しておりますが、直近の連結会計年度の取引額は2百万円未満（当社連結売上高の0.01%未満）と僅少であり、杉本勝徳氏の独立性に影響を与えるものではないと判断しております。

(ロ) 当事業年度における主な活動状況

取締役会13回開催及び監査役会13回開催の全てに出席し、弁理士及び所属団体の主要役員の他様々な経験から得た幅広い知見から適宜に助言を行っております。

## 5 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等

34百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

34百万円

(注) 会社法に基づく監査業務の報酬等の額と金融商品取引法に基づく監査業務の報酬等の額を実質的に区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

### (3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。

### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事項に該当すると認められる場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任します。

また、当社監査役会は、会計監査人に当社の監査業務に重大な支障を来すおそれがある事項が生じた場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定します。

## 6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

会社法及び会社法施行規則に定める体制の整備について当社は取締役会において次の基本方針を決議するとともに実効性のある体制の整備に努めております。

#### <取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>

法令、社会的規範及び定款を遵守するための行動の基準を明文化するとともに、社内規程において、取締役会に関する事項、取締役の権限に関する事項及びコンプライアンスに関する事項、その他必要な事項を定める。

#### <取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制>

社内規程の定めるところにより保存及び管理を行う。

#### <損失の危険の管理に関する規程その他の体制>

- ① 予期せぬ損失の危険性を最小限にするために、損失の危険に関する予兆が使用人から取締役に報告され、取締役会その他主要会議で多面的に検討できる体制を整備する。
- ② 与信管理、不正防止及び訴訟の予防、その他必要な事項を社内規程に定める。

#### <取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制>

- ① 執行役員制度を導入することにより、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を明確に分離し、経営の効率化と責任の明確化を図る。
- ② 取締役が経営課題を適時に把握した上で重要な意思の決定ができるよう、執行役員を含めた会議を設け、情報を共有するとともに課題を多面的に検討できる体制を整備する。
- ③ IT技術を利用したシステムの整備等、迅速な意思決定が行われる体制の整備をすすめる。
- ④ 子会社を含む全社の経営情報を共有化するための会議を設けるとともに、中長期的な経営課題に沿って各部門が目標を設定し管理ができる体制を整備する。

#### <財務報告の信頼性を確保するための体制>

財務報告に係る内部統制の仕組みを整備し必要な事項を社内規程等で定めるとともに、法令及び社内規程等に基づく適正な会計処理と適切な情報の開示が行われるための体制を整備する。

#### **<使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制>**

法令、社会的規範及び定款を遵守するための行動の基準を明文化するとともに、社内規程において、職務権限、コンプライアンス及び内部通報に関する事項、その他必要な事項を定める。

#### **<当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制>**

- ① 子会社を含む全社の経営情報を共有化するための会議を設けるとともに、子会社の管理に必要な事項（取締役等の職務執行状況の報告、職務の執行が効率的かつ法令及び定款に適合することを確保するための事項、子会社の損失の危険の管理に関する事項等）を社内規程に定める。
- ② 子会社との重要な取引については複数の部門がそれぞれの観点で取引内容を確認することができる体制を整備する。

#### **<監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項>**

当該使用人の人選、人事異動及び人事考課については、事前に監査役の承認を得ることとする。

#### **<当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制及び当該報告をしたことを理由として報告者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制>**

監査役は取締役会、経営会議その他重要な会議に出席する。また次のことを社内規程等に定める。

- (1) 内部監査の結果を監査役に報告すること
- (2) 内部通報に関する事項
- (3) 子会社を含む全社の取締役及び使用人は当社及び子会社に影響を及ぼす可能性のある重要な事実を知ったときは直ちに監査役に報告すること及び監査役に報告を行った者は、その行為により不利な取扱いを受けないこと

#### **<当社の監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項>**

監査役は職務執行のために必要な費用を会社に請求できることを社内規程に定める。



### ＜その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制＞

取締役は監査役から経営情報の提供を求められたときはすみやかに提供する。また監査役が内部監査部門及び会計監査人と円滑な連携を図るために協力するものとする。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

- ① 役員、使用人の基本姿勢を示した「アイコム行動基準」の浸透を図り、法令等の遵守や企業倫理に対する意識の向上に努めました。
- ② 取締役会規程、監査役会規程、稟議規程、職務権限規程、コンプライアンス規程、内部通報規程、関係会社管理規程等の内部統制上重要な規程について、必要の都度改定を行うなどの維持整備をすすめるとともに内部監査等により実態をともなった運用を行いました。
- ③ 取締役会を13回開催し、法令で定められた事項や予算の策定等、重要事項を決定するとともに業務執行状況の報告を行いました。また内部統制に関する概況の報告を四半期毎に行いました。
- ④ 監査役会を13回開催し、監査方針や監査計画を決定するとともに、重要会議への出席や各部との面談、稟議資料の閲覧等を行い、取締役の職務執行、法令等の遵守状況などについて監査いたしました。
- ⑤ 内部監査部門が内部監査計画に基づき業務の遂行状況、法令等の遵守状況などについて監査を行い、監査報告会において監査結果を報告いたしました。
- ⑥ 財務報告の信頼性を確保するため、実施計画に基づき全社統制、業務プロセス統制、IT統制、決算財務統制の整備と運用状況の評価を実施いたしました。

## 7 会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式の大規模買付行為等（当社「当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）」で定義しています。以下同じ）であっても、当企業集団の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様のご決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当企業集団の企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当企業集団の価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもありえます。

そのような提案において、大規模買付行為等により、当社の企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれが存する場合など、当社の企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれが存する場合には、大規模買付者（当社「当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）」で定義しています。以下同じ）は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社の企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じる必要があると考えております。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取り組みの概要

当社は、「コミュニケーションで創る楽しい未来・愉快的技術」を経営理念とし、培ってきた無線通信技術とゼロからモノを産み出す創造力を活かし、お客様の要望や期待にお応えする製品とソリューションを提供することで、急速に発展していく情報社会に貢献するとともに安全で豊かな社会の実現に貢献しています。

当社の企業価値の源泉は創業以来、一貫してMade in Japanのモノづくりにこだわっており、ソフトウェア・ハードウェアを含めたほぼ全ての要素技術を自社で開発、製品設計から製造までを国内拠点で行うことにより、優れた製品を少量多品種で効率よく生産するノウハウを蓄積するなど無線通信機器メーカーとして高い技術力を維持しております。また当社の生産する携帯電話回線を利用した一斉同報の無線機（IP無線機）は大手航空会社、大手鉄道会社等を中心に導入していただくなど、インフラ運営に欠かせない機材となっており、当社のMade in Japanの品質と信頼性、及び顧客の細かなニーズに対応できる技術力が、大手競合他社には参入が困難な日本の国家機関に対する装備品の納入を可能としております。さらには、衛星無線通信機は有事の通信手段として国際連合（UN）や各国政府からの需要もあり、当社はインフラを担う企業としての存在感を高めつつあります。

また、当社の健全な財務体質は、積極的な事業の展開を支えるとともに、インフラを担う企業として重要な条件である経営の安定性を裏付けるものとなっております。

当社は、企業価値の更なる維持・強化のために、基本的な施策として以下の事項に取り組んでおります。

- ① コアビジネスの強化
  - ・無線機単体のビジネスからより高度なコミュニケーションシステムの開発・販売
  - ・衛星無線通信分野への進出
  - ・異なる無線プロトコル間の通信を可能にするハイブリッド製品の開発
- ② 新たなビジネスモデルへの挑戦
  - ・回線料収入等のストックビジネスの拡大
  - ・無線通信の要素技術を用いた異業種への参入
- ③ モノづくりの改革と進化
  - ・ロボットによる生産の自動化
  - ・生産体制のスマートファクトリー化

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2020年6月24日開催の第56期定時株主総会において、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（以下、「本プラン」といいます。）につき株主の皆様のご承認を頂いて導入いたしました。

当社は、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えております。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、当社固有の事業特性や当社及び当企業集団の歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社の企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。

そして、大規模買付者による当社の支配株式の取得が当社の企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に必要な判断を行っていただくためには、当社固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該大規模買付者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえて頂くことが必要であると考えます。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えております。

以上の見地から、当社は、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めることによって、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当該取締役会が、独立委員会（本プランで定義しています。以下同じ。）の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、本プランの導入を行っております。

#### **(4) 上記取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由**

当社取締役会は、以下の理由により本プランが基本方針に沿うものであり、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上することに資するものであって、当社会社役員の地位の維持を目的としたものではないと考えております。

- ・買収防衛策に関する指針の要件を全て充足していること。
- ・企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上を目的としていること。
- ・本プランの存続には、株主の意思が反映される仕組みとなっていること。
- ・独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示が徹底されるものであること。
- ・対抗措置の発動には合理的な客観的発動要件が設定されていること。
- ・デッドハンド型若しくはスローハンド型の買収防衛策ではないこと。

「当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）」の詳細につきましては、当社ウェブサイト（<https://www.icom.co.jp/>）の投資家情報をご参照ください。

## 連結貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>45,509</b>	<b>流動負債</b>	<b>3,497</b>
現金及び預金	26,323	買掛金	969
受取手形及び売掛金	5,955	未払金	591
有価証券	302	未払法人税等	502
商品及び製品	5,169	賞与引当金	439
仕掛品	66	製品保証引当金	33
原材料及び貯蔵品	5,547	その他	961
その他	2,163	<b>固定負債</b>	<b>1,652</b>
貸倒引当金	△19	退職給付に係る負債	1,002
<b>固定資産</b>	<b>16,158</b>	繰延税金負債	145
<b>有形固定資産</b>	<b>7,851</b>	その他	505
建物及び構築物	2,002	<b>負債合計</b>	<b>5,150</b>
機械装置及び運搬具	854	<b>純資産の部</b>	
土地	4,295	<b>株主資本</b>	<b>56,126</b>
建設仮勘定	125	資本金	7,081
その他	573	資本剰余金	10,449
<b>無形固定資産</b>	<b>225</b>	利益剰余金	40,041
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,081</b>	自己株式	△1,444
投資有価証券	4,421	その他の包括利益累計額	391
繰延税金資産	906	その他有価証券評価差額金	230
差入保証金	2,139	為替換算調整勘定	374
その他	642	退職給付に係る調整累計額	△213
貸倒引当金	△28	<b>純資産合計</b>	<b>56,518</b>
<b>資産合計</b>	<b>61,668</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>61,668</b>

## 連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	27,941
売上原価	16,268
売上総利益	11,672
販売費及び一般管理費	9,782
営業利益	1,889
営業外収益	442
受取利息	62
受取配当金	18
投資有価証券売却益	22
為替差益	288
その他	52
営業外費用	73
持分法による投資損失	23
自己株式取得費用	27
その他	22
経常利益	2,259
税金等調整前当期純利益	2,259
法人税、住民税及び事業税	591
法人税等調整額	△68
法人税等合計	522
当期純利益	1,736
親会社株主に帰属する当期純利益	1,736

## 連結株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	7,081	10,449	39,075	△302	56,304
当期変動額					
剰余金の配当			△771		△771
親会社株主に帰属する 当期純利益			1,736		1,736
自己株式の取得				△1,142	△1,142
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	965	△1,142	△177
当期末残高	7,081	10,449	40,041	△1,444	56,126

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当期首残高	△79	△167	△453	△700	55,603
当期変動額					
剰余金の配当					△771
親会社株主に帰属する 当期純利益					1,736
自己株式の取得					△1,142
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	310	541	240	1,092	1,092
当期変動額合計	310	541	240	1,092	914
当期末残高	230	374	△213	391	56,518

# 貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
<b>資産の部</b>		<b>負債の部</b>	
<b>流動資産</b>	<b>35,856</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,850</b>
現金及び預金	18,082	買掛金	946
受取手形	113	未払金	772
売掛金	6,818	未払費用	176
有価証券	302	未払法人税等	356
商品及び製品	2,947	前受金	101
仕掛品	35	預り金	30
原材料及び貯蔵品	5,543	前受収益	0
前渡金	85	賞与引当金	327
前払費用	101	その他	138
信託受益権	1,800	<b>固定負債</b>	<b>681</b>
その他	26	長期未払金	456
貸倒引当金	△1	退職給付引当金	203
<b>固定資産</b>	<b>14,757</b>	その他	21
<b>有形固定資産</b>	<b>6,361</b>	<b>負債合計</b>	<b>3,532</b>
建物	1,158	<b>純資産の部</b>	
構築物	23	<b>株主資本</b>	<b>46,850</b>
機械及び装置	634	<b>資本金</b>	<b>7,081</b>
車両運搬具	19	<b>資本剰余金</b>	<b>10,449</b>
工具、器具及び備品	391	資本準備金	10,449
土地	3,973	<b>利益剰余金</b>	<b>30,764</b>
建設仮勘定	120	利益準備金	293
その他	39	その他利益剰余金	30,471
<b>無形固定資産</b>	<b>194</b>	資産圧縮積立金	0
ソフトウェア	194	別途積立金	19,767
その他	0	繰越利益剰余金	10,704
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,201</b>	<b>自己株式</b>	<b>△1,444</b>
投資有価証券	4,306	<b>評価・換算差額等</b>	<b>230</b>
関係会社株式	631	その他有価証券評価差額金	230
関係会社出資金	200	<b>純資産合計</b>	<b>47,080</b>
破産更生債権等	21	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>50,613</b>
長期前払費用	307		
繰延税金資産	313		
差入保証金	2,132		
その他	314		
貸倒引当金	△28		
<b>資産合計</b>	<b>50,613</b>		



## 損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	24,409
売上原価	15,557
売上総利益	8,851
販売費及び一般管理費	7,295
営業利益	1,556
営業外収益	658
受取利息	44
有価証券利息	9
受取配当金	164
投資有価証券売却益	22
為替差益	260
受取賃貸料	148
その他	8
営業外費用	209
賃貸費用	162
その他	47
経常利益	2,005
税引前当期純利益	2,005
法人税、住民税及び事業税	439
法人税等調整額	4
法人税等合計	443
当期純利益	1,561

株主資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本		
	資本金	資本剰余金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	7,081	10,449	10,449
当期変動額			
剰余金の配当			
当期純利益			
自己株式の取得			
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			
当期変動額合計	－	－	－
当期末残高	7,081	10,449	10,449

(単位：百万円)

	株主資本				
	利益剰余金				
	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合計
		資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
当期首残高	293	0	19,767	9,914	29,974
当期変動額					
剰余金の配当				△771	△771
当期純利益				1,561	1,561
自己株式の取得					
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					
当期変動額合計	－	－	－	789	789
当期末残高	293	0	19,767	10,704	30,764

(単位：百万円)

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△302	47,203	△79	△79	47,123
当期変動額					
剰余金の配当		△771			△771
当期純利益		1,561			1,561
自己株式の取得	△1,142	△1,142			△1,142
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）			310	310	310
当期変動額合計	△1,142	△353	310	310	△42
当期末残高	△1,444	46,850	230	230	47,080

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

アイコム株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 一 昭 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中尾 志 都 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アイコム株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アイコム株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

2021年5月25日

アイコム株式会社  
取締役会 御中

### EY新日本有限責任監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 一 昭 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 中 尾 志 都 ㊞

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アイコム株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第57期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第57期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査基本方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人と意思疎通を図り、情報収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会、経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員地位の維持を目的とするものではないと認めます。



(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人「EY新日本有限責任監査法人」の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月26日

アイコム株式会社	監査役会				
常勤監査役	佐野敏彦	ⓐ			
社外監査役	梅本弘	ⓐ			
社外監査役	杉本勝徳	ⓐ			

以上



# 株主総会会場ご案内図

会場

大阪市平野区加美南一丁目1番32号

本社3階会議室 電話：06 (6793) 5301



交通機関

JR大和路線 加美駅 下車徒歩 3分

JRおおさか東線 新加美駅 下車徒歩 3分

※なお、お車でのご来場は、ご遠慮下さいますようお願いいたします。  
ご来場の株主様へのお土産の配布は、昨年引き続き、取りやめさせていただきます。